

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

単位：mm

現行（令和5年1月以降適用版）										改定案（令和6年1月以降適用版）										改定理由																								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																						
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以し測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以し測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	測定箇所追加（共通仕様書に準拠）																						
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上										設計かぶり±φかつ最小かぶり以上	<p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>																										
						3	1										3	6						小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-1-3-6	3	1	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-1-3-6	誤字（共通仕様書に準拠）			
基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎																																				
	高さ h	-30	高さ h		-30																																							
根入れ長	設計値以上	設計値以上	根入れ長	設計値以上																																								
3	1	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		3-1-3-17	3	1	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。		3-1-3-17	追加（測定項目「厚さ」、 「幅」を「型枠の形状寸法」、「ブロック外観」に替えることができる旨の但し書きを追記。（港湾工事出来形管理基準に準じる。）【河川整備課】																				
							厚さ t	-20											厚さ t	-20																								
							幅 W1, W2	-20											幅 W1, W2	-20																								
							延長 L1, L2	-200											延長 L1, L2	-200																								
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 tは根固めブロックの高さ		3-1-3-17	3	1	3	17		根固めブロック工	乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 tは根固めブロックの高さ		3-1-3-17																					
							延長 L1, L2	- t / 2											延長 L1, L2	- t / 2																								
							3	1											3	24				2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点 歯型板面の歯噛み合い部の高低差 歯噛み合い部の縦方向間隔 W1 歯噛み合い部の横方向間隔 W2 仕上げ高さ 舗装面に対し 0～-2		3-1-3-24	3	1	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点 歯型板面の歯噛み合い部の高低差 歯噛み合い部の縦方向間隔 W1 歯噛み合い部の横方向間隔 W2 仕上げ高さ 舗装面に対し 0～-2		3-1-3-24	測定箇所追加、誤字（共通仕様書に準拠）
																											橋軸方向各点誤差の相対差	3											橋軸方向各点誤差の相対差	3				
表面の凹凸	3	表面の凹凸	3																																									
歯型板面の歯噛み合い部の高低差	2	歯型板面の歯噛み合い部の高低差	2																																									
歯噛み合い部の縦方向間隔 W1	±2	歯噛み合い部の縦方向間隔 W1	±2																																									
歯噛み合い部の横方向間隔 W2	±5	歯噛み合い部の横方向間隔 W2	±5																																									
仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2	仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2																																									

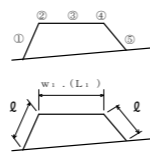
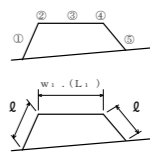
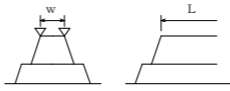
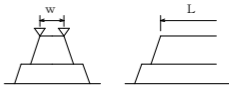
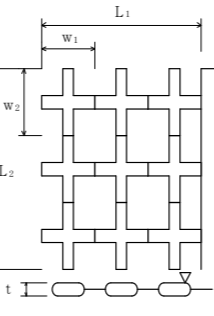
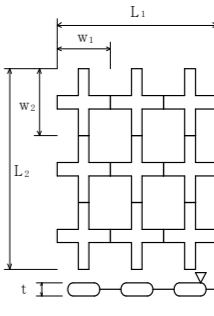
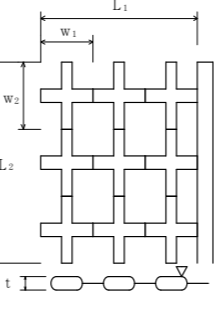
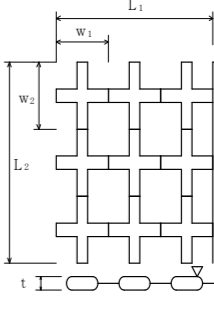
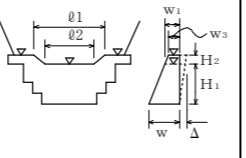
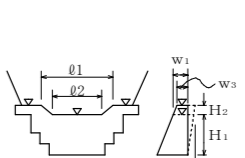
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

単位：mm

現行（令和5年1月以降適用版）										改定案（令和6年1月以降適用版）										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要			
3	1	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-1-3-28	3	1	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-1-3-28	誤植（共通仕様書に準拠）			
						※幅 w	-50																		
						※高さ h	-30																		
						延長 L	-200																		
3	1	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9	3	1	10	10	地中連続壁工（柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9	文字の場所（共通仕様書に準拠）				
						連壁の長さ ℓ	-50																		
						変位 d	D/4以内																		
						壁体長 L	-200																		
3	1	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2..... ±3..... ±4.....	w ≤ 0.5 0.5 < w ≤ 1.0 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	3-1-12-3	3	1	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2..... ±3..... ±4.....	w ≤ 0.5 0.5 < w ≤ 1.0 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-1-12-3	改行を削除（共通仕様書に準拠）
						仮組立時	フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2																	
3	1	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-1-12-5	3	1	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-1-12-5	スペース削除（共通仕様書に準拠）	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm) フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	設計値 ±4 ±2	両端部及び中央部付近を測定。																
5	2	4	4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		5-2-4-4	5	2	4	4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		5-2-4-4	スペース削除（共通仕様書に準拠）			
						表面均し	±100																		
						基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ										±500								
							荒均し										異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300							
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ										±500								
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ										±300								
						法長 ℓ	-100																		
						天端幅 w ₁	-100																		
天端延長 L ₁	-200																								

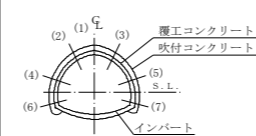
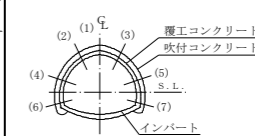


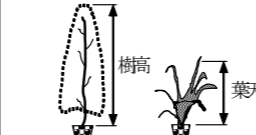
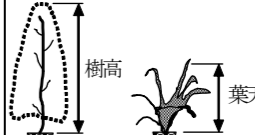
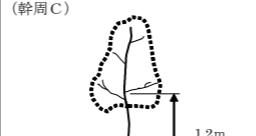
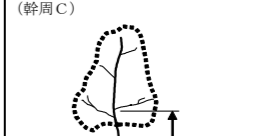
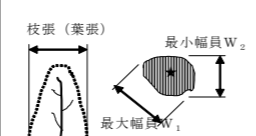
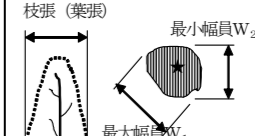
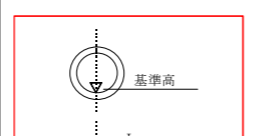
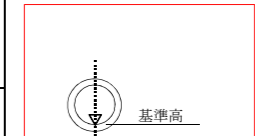

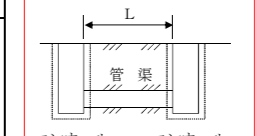
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

単位：mm

現行（令和5年1月以降適用版）										改定案（令和6年1月以降適用版）										改定理由																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要																							
5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本 体工	捨石工	基準 ▽	異形ブロック据付 面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		5-2-5-2	5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本 体工	基準 ▽	異形ブロック据付 面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		5-2-5-2	スペース削除（共通仕様書に 準拠）																				
							▽	異形ブロック据付 面（乱積）以外の 高さ	±300																																				
							法	長 ℓ	-100										幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所、延長はセンターライ ン及び表裏法層。																										
							天	端 幅 w ₁	-100																																				
							天	端 延長 L ₁	-200																																				
5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本 体工	海岸コンクリートブ ロック工	基準 ▽	(層積) ブ ロック 規格26 t 未 満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。延長は、センターラインで 行う。		5-2-5-5	5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	5	突堤本 体工	基準 ▽	(層積) ブ ロック 規格26 t 未 満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。延長は、センターラインで 行う。		5-2-5-5	スペース削除（共通仕様書に 準拠）																				
								▽	(層積) ブ ロック 規格26 t 以 上											±500																									
								▽	(乱 積)											±ブロックの高さの1/2																									
							天	端 幅 w	-ブロックの高さの1/2																																				
							天	端 延長 L	-ブロックの高さの1/2																																				
5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	6	根固め 工	根固めブロック工	基準 ▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-6-3	5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	6	根固め 工	基準 ▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-6-3	追加（測定項目「厚さ」、 「幅」を「型枠の形状寸 法」、「ブロック外観」に替 えることができる旨の但し書 きを追記。（港湾工事出来形 管理基準に準じる。）【河 川整備課】																				
								▽	乱 積											± t / 2																									
							厚	さ t	-20										幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。																										
							幅 w ₁ w ₂	層 積	-20																																				
								乱 積	- t / 2																																				
							延長 L ₁ L ₂	層 積	-200										1施工箇所毎																										
								乱 積	- t / 2																																				
							5	河川 海岸 編	2										突堤・人工 岬	7	消波 工					消波ブロック工	基準 ▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-7-3	5	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	7	消波 工	基準 ▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		5-2-7-3	追加（測定項目「厚さ」、 「幅」を「型枠の形状寸 法」、「ブロック外観」に替 えることができる旨の但し書 きを追記。（港湾工事出来形 管理基準に準じる。）【河 川整備課】
																												▽	乱 積											± t / 2					
																											厚	さ t	-20										幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。						
幅	w ₁ , w ₂	-20																																											
延長	L ₁ , L ₂	-200																																											
6	砂防 編	1	砂防 堰堤	9	鋼製 堰堤 工	鋼製堰堤本体工 （不透過型）				水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。		6-1-9-5	6	砂防 編	1				砂防 堰堤	9	鋼製 堰堤 工	水 通 し 部		堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用しな い。											6-1-9-5	測定箇所脱字（共通仕様書に 準拠）				
											長	さ θ ₁ , θ ₂															±100																		
											幅	w ₁ , w ₃															±50																		
											下	流側倒れ △															±0.02H ₁																		
											袖 部	袖 高 ▽															±50																		
							幅	w ₂	±50																																				
							下	流側倒れ △	±0.02H ₂																																				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

単位：mm

現行（令和5年1月以降適用版）										改定案（令和6年1月以降適用版）										改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
8	道路編	6	トンネル（NATM）	4	支保工	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		8-6-4-3	8	道路編	6	トンネル（NATM）	4	支保工	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		8-6-4-3	脱字（共通仕様書に準拠）		
8	道路編	15	消雪パイプ工	5	取水工	2	水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	揚水管の数量、長さにより1回測定		8-15-5-2	8	道路編	15	消雪パイプ工	5	取水工	2	水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	揚水管の数量、長さにより1回測定		8-15-5-2	修正（プレキャスト製品の場合は測定不要とする）【道路管理課】		
							ポンプ室	厚さ	-30mm	図面の寸法表示箇所を測定		厚さ								-30mm	現場打ちのある場合は、図面の寸法表示箇所を測定。プレキャスト製品の場合は、測定不要とする。	厚さ	-30mm					
								幅	-30mm			幅								-30mm								
高さ	±30mm	高さ	±30mm																									
9	公園編	1	植栽	3	植栽工	2	1	緑化樹木（寸法規格）	樹高 H	設計値以上（中低木の場合は上位階級の寸法値未満）	・樹種別、規格別、産地ごとに各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。 *但し 高木：樹高3m以上 中低木：樹高3m未満		9-1-3-2	9	公園編	1	植栽	3	植栽工	2	1	高・中低木植栽工	樹高 H	設計値以上（中低木の場合は上位階級の寸法値未満）	・樹種別、規格別、産地ごとに各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。 *但し 高木：樹高3m以上 中低木：樹高3m未満		9-1-3-2	誤植【都市整備課】
幹周 C	・設計値以上 ・上位階級の寸法値未満		9-1-3-2	・設計値以上 ・上位階級の寸法値未満		9-1-3-2																						
			枝張 W			設計値以上	(同上)	枝張 W	設計値以上	枝張 W	設計値以上																	
9	公園編	1	植栽	3	植栽工	2	2	緑化樹木（寸法規格）	枝張 W	設計値以上	(同上)		9-1-3-2	9	公園編	1	植栽	3	植栽工	2	2	緑化樹木（寸法規格）	枝張 W	設計値以上	(同上)		9-1-3-2	
10	下水道編	1	管路	3	管渠工（開削）	2	管渠開削	基準高	±30	マンホール接続部及び施工延長20mごと		10-1-3-2	10	下水道編	1	管路	3	管渠工（開削）	2	管布設工	基準高	±30	マンホール接続部及び施工延長20mごと		10-1-3-2	誤植【下水道課】		
								中心線偏位	±50			中心線偏位									±50							
								延長	-200			延長									-200							
10	下水道編	1	管路	5	管渠工（推進）	3	管渠推進	基準高	±50	推進中は推進管1本ごと 推進完了後は推進間10mごと		10-1-4-3	10	下水道編	1	管路	5	管渠工（推進）	3	立坑内管布設工	基準高	±50	推進中は推進管1本ごと 推進完了後は推進間10mごと		10-1-5-3	誤植【下水道課】		
								中心線偏位	±50			中心線偏位									±50							
								延長	-200			延長									-200							

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	クソスの他コン(クリートマトを1使用表示されたレディミ)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	クソスの他コン(クリートマトを1使用表示されたレディミ)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 粗骨材の吸水率:3.5%以下 細骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)				工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)			
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	クソスの他コン(クリートマトを1使用表示されたレディミ)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	クソスの他コン(クリートマトを1使用表示されたレディミ)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	誤植(共通仕様書に準拠)
																新規追加(共通仕様書に準拠)
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の判定は3回の測定値の平均値)	○	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の判定は3回の測定値の平均値)	○	訂正(共通仕様書に準拠)
						・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合は50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。							・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合は50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。			
						※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)							※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)							改定案(令和5年12月(見込)適用版)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml～150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml～150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	セミコン→コン(共通仕様書に準拠)
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	○	1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加(共通仕様書に準拠)
7	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-668	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-668	粒状路盤：修正CBR20%以上(再生クラッシュラン及びクラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上、アスファルト再生クラッシュランは修正CBR40%)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	追加(特記仕様書からの編入)【技術管理課技術管理班】
7	下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7	下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・再生クラッシュラン及びアスファルト再生クラッシュランにおいては、再生クラッシュラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	追加(特記仕様書からの編入)【技術管理課技術管理班】		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	
7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	追加（特記仕様書からの補入）【技術管理課技術管理班】
11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下						①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）			
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	○	11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定。	随時	○	（共通仕様書に準拠）
12 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量定格要領（公称容量）の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	12 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量定格要領（公称容量）の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	（共通仕様書に準拠）
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	13 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下						①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満）	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）			
19 吹付工	材料	スモトのゴケン（クリスタル）を1使用表を示さ場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	19 吹付工	材料	スモトのゴケン（クリスタル）を1使用表を示さ場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）						JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認		
19	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 		19	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 		訂正（共通仕様書に準拠）
19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 	19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 		削字「JSCE F」→「JSCE-F」（共通仕様書に準拠）	
20	現場吹付法砕工	材料	トその他（レディーミクス）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		20	現場吹付法砕工	材料	トその他（レディーミクス）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）	
			トその他（レディーミクス）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）						骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）				2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）		
20	現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1日に6個（σ7…3個、σ28…3個、）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 	20	現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1日に6個（σ7…3個、σ28…3個、）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 		削字「JSCE F」→「JSCE-F」（共通仕様書に準拠）	
20	現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 	20	現場吹付法砕工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 		訂正（共通仕様書に準拠）	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認			
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		誤字 トラフイカビリティー→ トラフイカビリティー(共通仕様書に準拠)		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフイカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		誤字 トラフイカビリティー→ トラフイカビリティー(共通仕様書に準拠)	
26 コンクリートダム	はミ材除くスレトJコンクマリークト表を示使されたるレ場デ合イ	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	26 コンクリートダム	はミ材除くスレトJコンクマリークト表を示使されたるレ場デ合イ	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認			
26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	訂正（共通仕様書に準拠）	
26	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml～150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	26	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml～150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	セミコンローコン（共通仕様書に準拠）
26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリッジング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリッジング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		規格名称と整合（共通仕様書に準拠）
27	覆工コンクリート(NATM)	コナクリート	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	27	覆工コンクリート(NATM)	コナクリート	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○					骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認			
27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		セミコロン→コロン(共通仕様書に準拠)	
27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		訂正(共通仕様書に準拠)	
27 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	27 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加(共通仕様書に準拠)	
28 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	28 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		訂正(共通仕様書に準拠)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事を使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事を使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		略字「JSCE F」→「JSCE-F」(共通仕様書に準拠)	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)			必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)		○	JIS A 5008の箇所のみ加筆(共通仕様書に準拠)
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下				○	JIS A 5008の箇所のみ加筆(共通仕様書に準拠)	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
39 植栽工	材料	必須	外観検査 (樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり (p.187)				39 植栽工	材料	必須	外観検査 (樹木(樹姿))	目視	別表1「樹木の品質規格表(樹姿)」のとおり				誤植
			外観検査 (樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり (p.187)			外観検査 (樹木(樹勢))				目視	別表2「樹木の品質規格表(樹勢)」のとおり					
			外観検査 (シバ類)	目視	別表2のとおり (p.187)			外観検査 (シバ類)				目視	別表3「シバ類の品質規格表」のとおり					
			外観検査 (草花類)	目視	別表2のとおり (p.187)			外観検査 (草花類)				目視	別表4「草花類の品質規格表」のとおり					
			外観検査 (その他地被類)	目視	別表2のとおり (p.187)			外観検査 (その他地被類)				目視	別表5「その他地被類の品質規格表」のとおり					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																								
225	1-2 工事写真の分類	<p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） 	<p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） 	誤植（共通仕様書に準拠）																								
226	2-4 写真の省略	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所、検査職員が臨場して臨時検査した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	誤植（共通仕様書に準拠）、追加（検査職員による臨時検査を対象に追加）【工事検査室】																								
227	撮影箇所一覧表（全体）	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕</td> <td rowspan="2">工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕</td> </tr> </tbody> </table>	区分	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に 紙納品 〔朱書き・引き出し線あり〕する)	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕</td> <td rowspan="2">工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体（紙又は電子）で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕</td> </tr> </tbody> </table>	区分	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、 工事履行届と同じ媒体 （紙又は電子）で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕	修正（工事書類電子提出に伴うもの）
区分	写真管理項目			摘要																								
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕																										
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に 紙納品 〔朱書き・引き出し線あり〕する)																									
	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕																										
区分	写真管理項目		摘要																									
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕																										
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、 工事履行届と同じ媒体 （紙又は電子）で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)																									
	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕																										